

令和5年10月1日以降に、労働安全衛生法に基づく免許試験の受験申請を行うものについては、その添付書類（労働安全衛生法による免許証、卒業証書等）にお願いしていましたが原本と相違ないことを証明する原本証明は不要となりました。

